

「雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」、「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件案要綱」、「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱」、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」及び「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件案要綱」

厚生労働省発職0313第3号

平成31年3月13日

労働政策審議会

会長 樋口 美雄 殿

厚生労働大臣 根本



別紙1「雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」、別紙2「雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件案要綱」、別紙3「雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱」、別紙4「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱」及び別紙5「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件案要綱」について、貴会の意見を求める。

雇用保険法第十八条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第十八条第一項及び第二項の規定に基づき同条第四項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成三十年厚生労働省告示第二百七十一号）の適用については、同告示第二号中「一万二千二百円」とあるのは「一万二千二百円」と、「一万九百八十円」とあるのは「一万九百九十円」と、同告示第四号イ中「一万五千七百四十円」とあるのは「一万五千七百五十円」と、同号ロ中「一万六千五百円」とあるのは「一万六千五百二十円」と、同号ハ中「一万四千九百九十円」とあるのは「一万五千十円」と、同号ニ中「一万三千五百円」とあるのは「一万三千五百十円」とすること。

第二 この告示は、平成三十一年三月十八日から適用すること。ただし、同日前における失業等給付の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用すること。

雇用保険法第十九条第一項第一号に規定する控除額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第十九条第二項の規定に基づき同条第一項第一号に規定する控除額を変更する件（平成三十年厚生労働省告示第二百七十二号）の適用については、同告示中「千二百九十四円」とあるのは、「千二百九十五円」とすること。

第二 この告示は、平成三十一年三月十八日から適用すること。ただし、同日前に得た収入に係る控除額については、厚生労働大臣が別に定める日から適用すること。

雇用保険法第六十一条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件案要綱

第一 雇用保険法第六十一条第七項の規定に基づき同条第一項第二号に規定する支給限度額を変更する件（平成三十年厚生労働省告示第二百七十三号）の適用については、同告示中「三十五万九千八百九十九円」とあるのは、「三十六万百六十九円」とすること。

第二 この告示は、平成三十一年三月十八日から適用すること。ただし、同日前における高年齢雇用継続基
本給付金及び高年齢再就職給付金の額の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用すること。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項に規定する自動変更対象額を変更する件案要綱

第一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第五項から第七項までの規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件（平成三十年厚生労働省告示第二百九十二号）の適用については、同告示第二号中「一万二千二百十円」とあるのは「一万二千二百二十円」とすること。

第二 この告示は、平成三十一年三月十八日から適用すること。ただし、同日前における就職促進手当の額の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用すること。

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第八項に規定する控除額を変更する件案要綱

第一 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律施行規則第一条の四第九項の規定に基づき同条第八項に規定する控除額を変更する件（平成三十年厚生労働省告示第二百九十三号）の適用については、同告示中「千二百九十四円」とあるのは、「千二百九十五円」とするにと。

第二 この告示は、平成三十一年三月十八日から適用すること。ただし、同日前に得た収入に係る控除額の算定については、厚生労働大臣が別に定める日から適用すること。